

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年3月25日

秋田県監査委員	平	山	晴	彦
秋田県監査委員	三	浦	英	一
秋田県監査委員	石	塚	博	史
秋田県監査委員	中	嶋	定	雄

平成27年度

# 行政監査の結果に関する報告書

「防災関連の物資・設備の管理について」

平成28年3月

秋田県監査委員

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>監査の概要</b>	1
1	防災関連の非常用物資・設備の整備状況	1
2	監査対象課所の選定	2
<b>第 2</b>	<b>監査の結果</b>	3
1	監査の実施	3
2	監査の結果	3
<b>第 3</b>	<b>意見</b>	6
1	備蓄物資の点検について	6
2	県庁舎等の自家発電設備の燃料について	6
<b>別紙</b>	<b>改善・検討事項一覧</b>	7
参考資料 1	備蓄倉庫の状況	8
参考資料 2	備蓄物資の状況	16
参考資料 3	各種施設の非常用自家発電機・設備の整備を目的 とした補助金の概要	17

## 第1 監査の概要

本県においては、平成23年の東日本大震災後に、防災関連の設備等を集中的に整備してきた。

震災から5年が経つこともあり、緊急時の必要性に着目し、非常用物資及び自家発電機・設備が適切に維持管理されているかについて検証した。

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性等の観点に沿ってなされているかを検証するために実施するものである。

### 1 防災関連の非常用物資・設備の整備状況

#### (1) 災害時に必要となる物資の備蓄

秋田県地域防災計画で定める備蓄計画に基づき、災害時に被災地域へ物資を確実に供給するため、県内に8箇所の<sup>(注1)</sup>備蓄倉庫を設け、主食、飲料水等の<sup>(注2)</sup>物資を備蓄した。

(注1) 備蓄倉庫の概況については、参考資料1参照

(注2) 物資の概況については、参考資料2参照

#### (2) 県庁舎等の非常用自家発電機・設備

東日本大震災後の平成23年度及び24年度に、停電時の非常用電源を確保するため、災害時の対応拠点及び県民の生活、安全に寄与する施設となる県庁舎等の自家発電機・設備について新設・更新等集中的に整備した。

県庁舎・公所においては、20課所で自家発電機・設備を整備した。

県立学校においては、特別支援学校11校、高等学校16校で自家発電機を整備した。

警察本部においては、庁舎の非常用電源として免許センター及び6警察署で自家発電機・設備を整備した。

また、停電時の信号機の電源として使用する等のため全警察署に自家発電機を配備したほか、停電時に信号機を稼働させる交通信号機用自動起動式発電機を全県で56台整備した。

(3) 県の補助金により各種施設が整備した非常用自家発電機・設備

平成23年度及び24年度に社会福祉施設・保育所等の各種施設に対して、停電時に入所者の最低限の生活環境を維持すること等に必要な電気機器の電源を確保するため、県から交付された補助金<sup>(注)</sup>により872施設で非常用自家発電機・設備を整備した。

(注) 補助金の概要については、参考資料3参照

## 2 監査対象課所の選定

(1) 災害時に必要となる物資の備蓄

災害時に必要な物資及び当該物資を保管する備蓄倉庫を所管する総合防災課を監査対象とした。

(2) 県庁舎等の非常用自家発電機・設備

地域性及び自家発電機・設備の規模を勘案し、14課所を監査対象とした。

(3) 県の補助金により各種施設が整備した非常用自家発電機・設備

当該補助金を所管する7課を監査対象とした。

なお、補助金で整備した各種施設の自家発電機・設備が適切に管理されているかを確認するため、補助金が交付された33施設を現地調査対象とした。

### 監 査 対 象 に 選 定 し た 課 所 (22課所)

監 査 項 目	監 査 対 象 課 所
(1) 災害時に必要となる物資の備蓄	総 合 防 災 課
(2) 県 庁 舎 等 の 非 常 用 自 家 発 電 機 ・ 設 備	財 産 活 用 課
	鹿角地域振興局総務企画部
	山本地域振興局総務企画部
	仙北地域振興局総務企画部
	雄勝地域振興局総務企画部
	北秋田地域振興局大館福祉環境部
	食 肉 衛 生 検 査 所
	畜 産 試 験 場
	花 き 種 苗 セ ン タ ー

	秋田きらり支援学校
	能代養護学校
	横手養護学校
	秋田中央警察署
	男鹿警察署
(3) 県の補助金により 各種施設が整備した 非常用自家発電機・設備	福祉政策課
	長寿社会課
	障害福祉課
	子育て支援課
	健康推進課
	医務薬事課
	幼保推進課

## 第2 監査の結果

### 1 監査の実施

平成27年10月22日から11月27日に55箇所の事前調査を行うとともに、平成28年1月20日及び21日に6箇所の実地調査と関係各課所からの聴取による監査を実施した。

### 2 監査の結果

備蓄物資及び非常用自家発電機・設備は、おおむね良好に維持管理されていると認められたが、一部改善や検討を要する事項が見受けられたことから、必要な措置を講じ、災害時のより迅速で的確な対応に備えられたい。

項目毎の状況については以下のとおりである。

なお、個別の改善・検討を要する事項については、別紙「改善・検討事項一覧」のとおりである。

#### (1) 災害時に必要となる物資の備蓄

##### ① 備蓄物資の品目・数量

秋田県地域防災計画で定める備蓄計画どおり、備蓄品目、備蓄数量は整備されていた。

## ② 備蓄物資の収納・配置

収納については、備蓄物資を品目毎にダンボール箱に収納し、箱に品目のラベルを貼る等の表示を徹底しており、収納している物資の内容を容易に確認できるようにしており適切であったものの、一部に品目の表示面が見えない箇所もあったので、非常時の迅速かつ円滑な搬出のための配慮が望まれる。

配置については、備蓄物資を入れた箱が整然と配置されているとともに、全ての備蓄倉庫で棚を固定していたほか、4備蓄倉庫では備蓄物資の転落等の防止のためチェーンが張られているなどの地震対策が講じられていた。

ただし、飲料水の箱（約12kg）、自家発電機（約20kg）等重量のあるものを棚の上部にも収納している備蓄倉庫があった。重量のあるものを上部に収納することは、物資の荷下ろしに手間取り迅速な搬出が難しくなるとともに、地震の揺れの影響も受けやすく荷崩れのおそれもあることから、収納のレイアウト等配置方法の検討が必要である。

## ③ 備蓄物資の品質・機能の確保

飲料・食料等賞味期限があるものについては、全て当該期限内であった。

また、期限が近づいている物資については市町村の防災訓練や防災教室に提供し、家庭用備蓄の啓発に利用するなど有効活用が図られていた。

ただし、備蓄倉庫の巡回・点検等状況を見るとその回数が倉庫毎に異なっていた。立地状況等により差異が生じると考えられるが、全てについて同水準の状態に保たれるよう巡回・点検にかかる基準等の作成を検討する必要がある。

## ④ 夜間の非常時対応

県北地区防災備蓄倉庫等4備蓄倉庫では、停電時の非常用照明電源として自家発電機・設備が整備されていた。

しかし、一部倉庫で自家発電機に接続する非常用照明器具が備えられていなかった。照明器具は、搬出時、職員の安全と迅速な対応に必要であるので整備する必要がある。

また、職員による自家発電機の稼働操作を試行したところ、起動に多少時間を要した場面が見られた。職員が稼働させる場面も十分想定されることから、複数職員が操作技能を習得しておく必要があるほか、確実に稼働できるよう定期的に稼働点検を実施する必要がある。

なお、備蓄している自家発電機についても、稼働点検が行われていなかった  
ので緊急時に自家発電機が確実に稼働できるよう、定期的の実施することが望  
まれる。

#### ⑤ 備蓄倉庫の状況

2 備蓄倉庫で換気装置が設けられていなかった。備蓄物資の品質・機能の保  
持には、適切な温・湿度管理が求められるので、換気装置の整備を検討する必  
要がある。

また、外壁にひびが入り、倉庫内の壁数箇所雨水が滲んでいた備蓄倉庫が  
あった。ひび割れが進み、雨漏りを原因とする備蓄物資の箱に汚れや染みがつ  
くこともあるため補修等の対応を検討する必要がある。

なお、一部の備蓄倉庫内に塵芥がみられた。ダンボール箱に入れているため  
品質・機能に直接影響を与えるものではないが、備蓄物資は、被災者等に提供  
するものである。食料品のほか衣料品等もあることから、被災者等が気持ち良  
く、安心して受け取ることができるよう箱自体の清潔さにも配慮して保管する  
ことが望まれる。

#### (2) 県庁舎等の非常用自家発電機・設備

平成23年度及び24年度に整備した県庁舎等の14課所の自家発電機・設備  
については、適切に管理されていた。

本庁舎・地域振興局等に整備された自動起動式の自家発電設備については、停  
電時に確実に稼働するよう定期的に保守点検を実施していたほか、停電を想定し  
た訓練を行い、万一の場合の備えをしていた。

地方公所に整備された可搬式自家発電機については、定期的に稼働点検を実施  
するとともに操作研修等を実施しており、複数の職員が操作できる状況であった。

なお、各地域振興局及び花き種苗センターでは、自家発電設備の燃料を自家発  
電設備専用のタンクで保管しているが、点検時以外使用されないままの公所もあ  
り、年数の経過に伴う劣化が懸念される。



(3) 県の補助金により各種施設が整備した非常用自家発電機・設備

平成23年度及び24年度に県の補助金の交付を受けて整備した非常用自家発電機・設備については、車庫・倉庫等に置かれており保管状態は良く、併せて予備燃料も保有しているなど、おおむね適切に管理されていた。

現地調査した施設の大部分は定期的に稼働点検や保守点検を実施するとともに、操作研修等を実施しており、複数職員が操作できる体制になっていた。

また、操作マニュアルのほか停電時の対応マニュアルを作成し、災害時に自家発電機と電気機器を迅速に接続できるようにしている施設もあったが、一部では、自家発電機に接続する照明器具が整備されていないなど対応に差異がみられた。

補助金の所管課には、災害に向けた準備が整っていない施設に対して適切に助言や指導をするなど、災害への対応について引き続きフォローしていくことが望まれる。

### 第3 意見

今回の行政監査の実施を通して、災害時の的確な対応に資するため、以下の事項を要望する。

#### 1 備蓄物資の点検について

賞味期限内の食料品について変質等の有無を確認するサンプル調査を行うとともに、備蓄自家発電機についても一定割合を定期的に稼働点検するなど、備蓄物資の品質・機能が十分に確保されるよう検討されたい。

#### 2 県庁舎等の自家発電設備の燃料について

自家発電設備の燃料は、保管状況や年数の経過によって劣化が進み、自家発電設備本体にも影響を与える可能性もあるので、燃料の更新時期及び更新方法について検討されたい。

( 別 紙 )

## 改善・検討事項一覧

課 所 名	改 善 ・ 検 討 を 要 す る 事 項
総合防災課	<p>改善事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>中央地区防災備蓄倉庫の自家発電機に接続する非常用照明器具を整備する必要がある。</li><li>県北地区・中央地区・県南地区・消防学校防災備蓄倉庫で非常用電源として自家発電機・設備が整備されているが、速やかに稼働できるよう地域振興局職員等に操作技能を習得させる必要があるほか、緊急時に確実に稼働できるよう定期的に自家発電機の稼働点検を実施する必要がある。</li></ul> <p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>県北地区・県南地区防災備蓄倉庫では、棚の上部にも重量のあるものを収納しており、迅速な搬出が難しいため、収納のレイアウト等配置方法の検討が必要である。</li><li>鹿角地域振興局及び仙北地域振興局の防災備蓄倉庫で換気装置が整備されていなかったほか、消防学校防災備蓄倉庫で外壁の一部にひびが入り倉庫内部の壁数箇所に雨水が滲んでいた。備蓄物資の良好な保管環境の確保に向けた検討が必要である。</li><li>備蓄倉庫によって地域振興局等が実施する巡回・点検の回数が異なっていたので、全てについて同一水準に保たれるよう、巡回・点検にかかる基準等の作成の検討が必要である。</li></ul>

参考資料 1

備蓄倉庫の状況

名 称	県北地区防災備蓄倉庫		
所 在 地	北秋田市脇神（大館能代空港敷地内）		
取得年月日	平成10年10月30日		
延床面積	840.00㎡	構 造	鉄骨造平屋建て



名 称	中央地区防災備蓄倉庫		
所 在 地	秋田市雄和椿川（消防防災航空隊敷地内）		
取得年月日	平成14年3月25日		
延床面積	480.00㎡	構 造	鉄骨造平屋建て



名 称	県南地区防災備蓄倉庫		
所 在 地	横手市赤坂（横手市赤坂総合公園内）		
取得年月日	平成10年10月15日		
延床面積	801.24㎡	構 造	鉄骨造平屋建て



名 称	消防学校防災備蓄倉庫		
所 在 地	由利本荘市岩城内道川（消防学校敷地内）		
取得年月日	平成2年8月10日		
延床面積	495.00㎡	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て
建物名称	消防学校車庫・倉庫（2階を備蓄倉庫として使用）		



名 称	鹿角地域振興局防災備蓄倉庫		
所 在 地	鹿角市花輪（鹿角地域振興局敷地内）		
取得年月日	平成24年6月30日		
延床面積	38.90㎡	構 造	鉄筋コンクリート造2階建て
建 物 名 称	職員会館（1階の一部を備蓄倉庫として使用）		



名 称	山本地域振興局防災備蓄倉庫		
所 在 地	能代市御指南町（山本地域振興局敷地内）		
取得年月日	平成26年8月31日		
延床面積	59.28㎡	構 造	鉄筋コンクリート造2階建て
建 物 名 称	職員会館（1階の一部を備蓄倉庫として使用）		





名 称	仙北地域振興局防災備蓄倉庫		
所 在 地	大仙市大曲上栄町（仙北地域振興局敷地内）		
取得年月日	平成24年6月30日		
延床面積	57.60㎡	構 造	鉄骨造平屋建て
建物名称	倉庫（倉庫の一部を備蓄倉庫として使用）		



名 称	雄勝地域振興局防災備蓄倉庫		
所 在 地	湯沢市千石町（雄勝地域振興局敷地内）		
取得年月日	平成24年6月30日		
延床面積	35.00㎡	構 造	鉄筋コンクリート造2階建て
建物名称	職員会館（1階の一部を備蓄倉庫として使用）		



※本報告書中の写真は、すべて総合防災課の提供による。

参考資料 2

備蓄物資の状況

(秋田県災害救助物資備蓄一覧(平成27年3月31日現在))

	品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	合計
共同備蓄指定品目	アルファ化米 ※1	食	16,400	17,500	16,000	7,500	800	1,550	1,700	1,050	62,500
	パン缶詰 ※1	食	16,440	17,472	16,008	7,488	792	1,488	1,680	1,032	62,400
	アルファ化米(粥) ※1	食	6,600	7,000	6,450	3,000	300	600	650	400	25,000
	飲料水 ※2	L	39,456	42,000	38,460	18,000	1,908	3,636	4,056	2,484	150,000
	粉ミルク ※3	箱 (g)	80 (10,550)	96 (12,680)	80 (10,550)	30 (3,940)	4 (530)	15 (2,000)	9 (1,190)	6 (800)	320 (42,240)
	ほ乳瓶	本	25	40	24	10	2	3	4	2	110
	毛布	枚	7,630	7,080	7,410	3,180	430	810	900	560	28,000
	石油ストーブ ※4	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)	380 (330)
	非常用トイレ(便袋)	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900	233,900
	トイレトーパー	巻	1,980	3,360	1,764	6,000	108	216	324	216	13,968
	紙おむつ(大人用)	枚	930		840	6,056	90	180	180	180	8,456
	紙おむつ(子供用)	枚	4,560		4,480	20,234	80	160	160	160	29,834
	生理用品	枚	2,112		1,280	9,150	176	352	384	256	13,710
	自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3	165
	投光器	台	94		124	80	6	10	10	6	330
	コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6	330
	燃料携行缶	個	142		188	120	8	14	14	9	495
	タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600	32,500
	給水用ポリタンク	個	800	1,800	700	500	50	100	150	100	4,200
	医薬品セット	個	47	40	62		3	5	5	3	165
その他の品目	タオルケット	枚				1,528					1,528
	敷布	枚				17					17
	作業衣	着				18					18
	鍋	個				50					50
	湯沸かし	個				110					110
	メリヤス	着				400					400
	肌着(紳士用)	組			1,560	1,000					2,560
	肌着(婦人用)	組			1,560	1,000					2,560
	肌着(子供用)	組			480	1,000					1,480
	避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100						5,140
	災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900						7,000
	安全ろうそく	個	380	640	380						1,400
	長靴	足	80	120	80						280
	防水シート(大)	枚	250	200	250	300					1,000
	防水シート(小)	枚	250	300	250	200					1,000
副食 ※2	食	26,250	24,500	26,250	10,500					87,500	

※1 賞味期限は平成28年9月30日

※2 賞味期限は平成28年10月31日

※3 賞味期限は平成28年3月20日と4月16日

( )内は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量(箱単位→グラム単位に変更)

※4 ( )内は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量(石油ストーブ:反射式2台=対流式(指定規格)1台に換算)

参考資料 3

各種施設の非常用自家発電機・設備の整備を目的とした補助金の概要

救護施設発電設備整備事業費補助金	
所管課	福祉政策課
目的	救護施設において、停電時に入所する者の最低限の生活環境を維持するために必要な電気機器の電源を確保し、これらの機器を稼働させることを目的とする。
対象施設	救護施設
交付額	基準額（1施設あたり30万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象経費	救護施設における発電設備の整備に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費、需用費を含む）
交付件数	2件
交付金額	300,000円

高齢者施設発電設備整備事業費補助金	
所管課	長寿社会課
目的	特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、計画停電時や東日本大震災時のような緊急停電の際に、最低限の生活環境を維持すること及び入所者等の不安感を軽減するために必要不可欠な電気機器を稼働させることを目的とする。
対象施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型グループホーム、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、生活支援ハウス、高齢者相互援助ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅
交付額	基準額（1施設あたり30万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象経費	発電機の購入費（複数台購入可）、本事業による発電機購入に伴い必要となる通電のための付属備品、消耗品及び通電のための配線工事費
交付件数	256件
交付金額	47,925,000円

高齢者施設発電設備整備事業費補助金（国庫分）	
所 管 課	長寿社会課
目 的	介護施設等の設置者に対し、非常用自家発電装置の設置に対する支援を行い、介護施設等において人工呼吸器等の機器を必要とする入所者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。
対象施設	介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
交 付 額	基準額（1施設あたり900万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象 経 費	自家発電装置の購入費（複数台購入可）、自家発電装置の設置に必要な備品購入費、消耗品費、工事請負費及び運搬費
交付件数	44件
交付金額	86,319,000円

障害者支援施設等自家発電装置整備事業費補助金（国庫分）	
所 管 課	障害福祉課
目 的	発汗障害があることから自ら体温調整ができない者、人工呼吸器による呼吸管理が必要な者または喀痰吸引が必要な者等が入所する障害者支援施設等に対し、自家発電装置の設備整備に関する補助を行うことにより、長期化する電力の需給調整下における不測の停電等に備えることを目的とする。
対象施設	障害者支援施設、身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設等
交 付 額	基準額（1か所あたり900万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象 経 費	当該事業所及び施設等の自家発電装置の設置に必要な備品購入費、需用費、備品設置に伴う工事請負費、運搬費
交付件数	3件
交付金額	6,495,000円

障害者支援施設等小規模自家発電装置整備事業費補助金	
所 管 課	障害福祉課
目 的	電灯設備をはじめとした停電時等の生活環境を維持するために最低限必要となるライフラインを確保するため障害児・者が入所する障害者支援施設等に対し、小規模な自家発電装置の設備整備に関する補助を行うことにより、長期化する電力の需給調整下における不測の停電等に備えることを目的とする。
対象施設	短期入所事業所、共同生活介護事業所、障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、身体障害者療護施設、知的障害児施設、知的障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設等
交 付 額	基準額（1か所あたり30万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象経 費	当該事業所及び施設等の小規模自家発電装置の設置に必要な備品購入費、需用費、備品設置に伴う工事請負費、運搬費
交付件数	47件
交付金額	5,313,000円

児童養護施設等環境整備事業費補助金	
所 管 課	子育て支援課
目 的	児童養護施設等の入所者の生活環境の向上のため、環境の改善に必要な備品の整備・更新や改修を促進する。 災害等非常時における児童養護施設等の入所者の安全確保のため、発電機の整備を促進する。
対象施設	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設
交 付 額	発電機の購入費を補助（1施設あたり30万円が上限） 千円未満切り捨て。
補助対象経 費	発電機の購入費
交付件数	13件
交付金額	3,548,000円

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業費補助金	
所管課	健康推進課
目的	災害等による電力不足に備えて、難病医療拠点・協力病院が在宅難病患者等の療養の確保に必要な設備（非常用電源装置）を無償で貸し出すために整備する。
対象施設	難病医療拠点病院・協力病院
交付額	基準額（20.7万円×厚生労働大臣が必要と認めた台数）以内 千円未満切り捨て。
補助対象 経費	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費
交付件数	3件
交付金額	1,660,000円

医療施設発電設備整備事業費補助金	
所管課	医務薬事課
目的	県内医療機関において、停電時に入院患者等の生活・療養環境を維持するために必要な非常用自家発電設備の整備に要する経費に対して助成する。
対象施設	秋田県内の病院及び有床診療所（ただし国立大学法人秋田大学付属病院外4施設を除く）
交付額	基準額（1施設あたり30万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象 経費	当該施設の発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費、需用費を含む）
交付件数	25件
交付金額	3,168,000円

人工透析医療機関発電設備整備事業費補助金	
所管課	医務薬事課
目的	県内の人工透析実施医療機関において、停電時に患者が人工透析を受けるために必要な非常用自家発電設備の整備に要する経費に対して助成する。
対象施設	秋田県内で人工透析を実施する医療機関のうち、現在自家発電装置を有していない医療機関又は現在有している自家発電装置の発電容量が100kwに満たない医療機関
交付額	基準額（1医療機関あたり1,000万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象経費	当該発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費、通電のための付属備品又は付属消耗品を含む）
交付件数	4件
交付金額	18,832,000円

拠点薬局発電設備整備事業費補助金	
所管課	医務薬事課
目的	災害時に県内の災害拠点病院と連携する基幹薬局において、停電時に薬剤を処方する際などに必要な非常用自家発電設備の整備に要する経費に対して助成する。
対象施設	秋田県内で災害拠点病院と連携する基幹薬局で、自家発電設備を設置する必要がある薬局
交付額	基準額（1薬局あたり100万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額に1/2を乗じた額、千円未満切り捨て。
補助対象経費	当該発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費、通電のための付属備品又は付属消耗品を含む）
交付件数	5件
交付金額	5,460,000円



保育所整備等特別対策事業補助金	
所管課	幼保推進課
目的	幼稚園、保育所及び認可外保育施設が非常災害時等の乳幼児の安全・安心を確保するため自家発電機を購入する場合に、その費用を助成することにより保護者が安心して子どもを預けることの出来る体制整備を図る。
対象施設	認可幼稚園（国立大学法人立を除く）、認可保育所及び認可外保育施設（県（中核市や権限委譲済市町村含む）に運営状況報告を提出している認可外保育施設。ただし、事業所内保育施設は除く）
交付額	基準額（1施設あたり30万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額、千円未満切り捨て。
補助対象経費	自家発電機本体、保管用カバーの購入に要する経費
交付件数	156件
交付金額	79,273,000円